

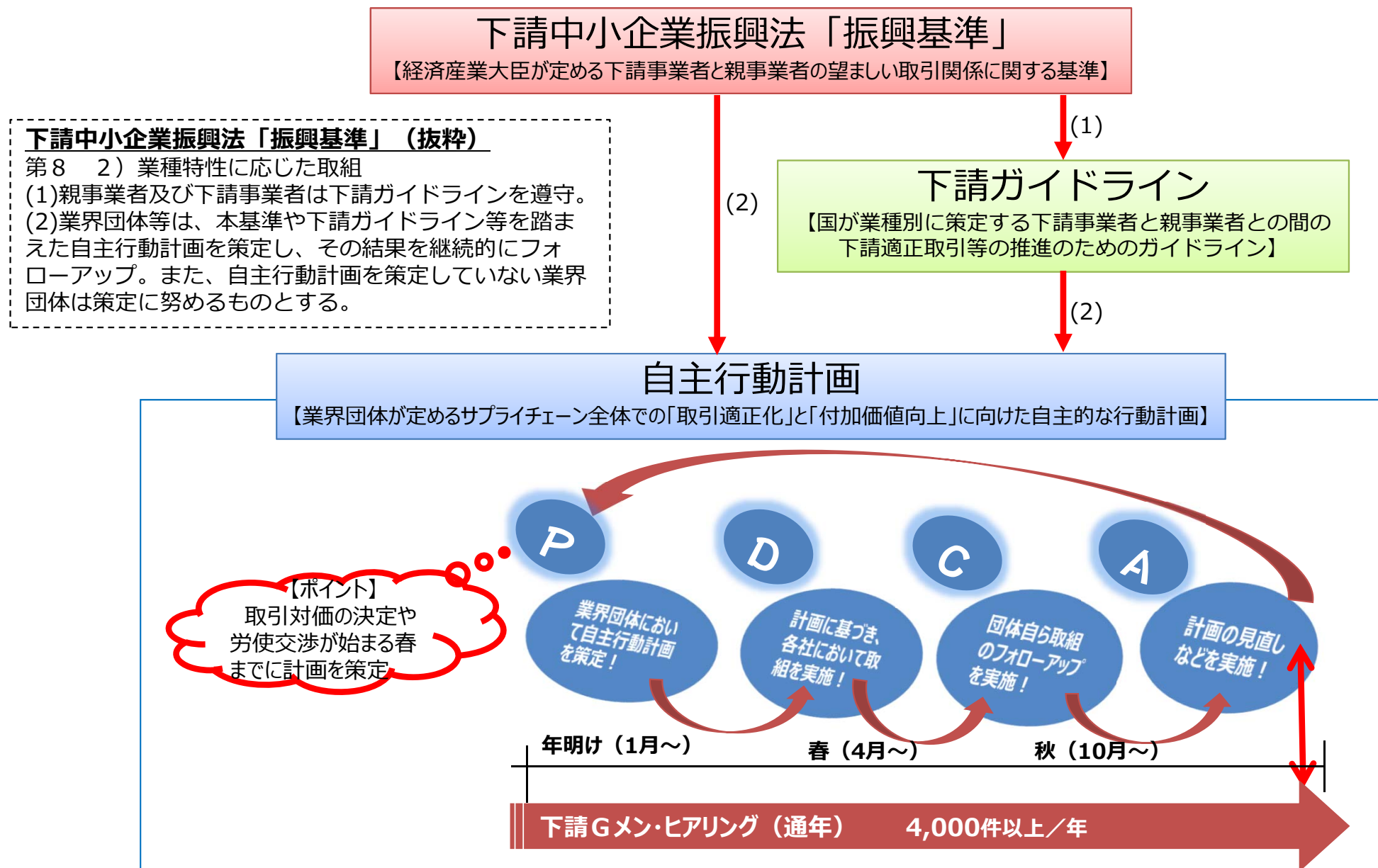


下請中小企業振興法「振興基準」改正 に伴う対応について

平成31年1月
中小企業庁取引課

1. 取引適正化のPDCAサイクルについて

- 下請中小企業の取引条件改善に当たっては、**サプライチェーン全体で改善に係る取組の浸透**を図ることが重要。
- そのためには、取引実態を把握を踏まえた**官民連携によるPDCAサイクルの着実な実施**が有効。



2. 自主行動計画のフォローアップ・下請Gメンによる改善状況把握

(平成30年12月公表)

1. 自主行動計画F U調査結果のポイント

- 世耕プラン重点三課題（①**原価低減要請**、②**型管理**、③**支払条件**）について、受注側における「不合理な原価低減要請の改善」や、発注側、受注側両方での「下請代金の現金払い」について改善が進んでいる。
- 他方、受注側の「型管理の適正化」は改善の動きが鈍い。
- 「労務費」や「原材料価格」などのコストの転嫁状況については、発注側と受注側での反映状況に3割以上の乖離がある。
- 業界別では、自動車業、建設機械業は重点三課題全てが改善しており、特に建設機械業の発注側においては、「下請代金の現金払い」について大幅に改善。
- 「型管理の適正化」については、素形材業の受注側での改善への動きが鈍い。

2. 下請Gメンによる下請中小企業ヒアリングの調査結果のポイント

平成29年から下請Gメン（取引調査員）を全国に配置（現在120名）。平成30年4月から平成30年10月まで、3,012件のヒアリングを実施。

- 産業界別の「自主行動計画」や取引適正化に向けた取組の認知度は3割程度と低い。
- 重点三課題ごとの結果については、「支払条件」は着実に改善が進んでいる。
- 一方、「型管理」については、改善に向けた取組の進捗状況が鈍く、改善に向けた取組が必要。
- 「売上」が増加している企業は増えているものの、一方で、「原材料価格」や「人件費」などのコスト価格が増加しているとの声も全体で8割以上となっている。

3. 下請中小企業振興法「振興基準」の平成30年12月改正概要について

- 下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、「振興基準※1」を改正※2（平成30年12月28日付け「経済産業省告示第258号」）。

事項		課題	改正内容
①	大企業間の支払方法	大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底。	→ - 親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努めること。 - 大企業が率先して、大企業間取引における手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。
②	型代金の支払	型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者は、資金繰りに苦慮。	→ - 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者は代金を60日以内に支払う。 - 型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。
③	「働き方改革」への対応	適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。	→ - 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。 - やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。
④	「事業承継」への対応	廃業等によりサプライチェーン全体の機能維持が困難になる恐れ。	→ 親事業者は事業承継の円滑化に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう、積極的な役割を果たすこと。
⑤	「天災等」への対応	天災等に関する事前及び事後の対策が未整備。	→ - 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。 - 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者は負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準

※2 分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう配慮

4. 下請中小企業振興法「振興基準」の全体像について

前文

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1) 下請事業者の努力
- 2) 親事業者の協力

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

- 1) 発注分野の明確化
- 2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- 3) 発注の安定化等
- 4) 納期、納入頻度の適正化等
- 5) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

6) 契約条件の明確化と書面交付【新設】

- 7) 発注の事務の円滑化等 主な改正ポイント①
- 8) 取引停止の予告

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

- 1) 施設又は設備の導入
- 2) 技術の向上
- 3) 経営管理等の改善
- 4) 事業の共同化
- 5) 情報化への積極的対応 主な改正ポイント②

6) 事業継続に向けた取組

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

- 1) 対価の決定の方法の改善
- 2) 納品の検査の方法の改善
- 3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

4) 下請代金の支払方法の改善

5) 型の保管・管理の改善、型・治具の代金支払の改善（主に製品の製造委託等の場合であつて、金型、樹脂型、木型、プラスチック型などの型や治具を使用する下請取引）

6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善【新設】

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

- 1) 一般的留意事項
- 2) 特定下請連携事業計画

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

- 1) 一般的留意事項
- 2) 取引先の課題及びニーズに対応した製品・役務の提供
- 3) 最近の経済環境の変化に伴う留意点

4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点【新設】

第7 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

主な改正ポイント⑥

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

- 1) 基本契約の締結
- 2) 国等の他の施策との関連
- 3) 業種特性に応じた取組
- 4) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
- 5) 支援施策の活用
- 6) 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- 7) 知的財産の取扱いについて
- 8) 計算書類等の信頼性確保

主な改正ポイント③

主な改正ポイント④

主な改正ポイント⑤

5－1．下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント①

新	旧
第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項 6) <u>契約条件の明確化と書面交付</u> <u>親事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、型や治具等の費用支払や運送費、保管費等の付随費用、支払手段、支払期日などの契約条件について、書面等による明示、交付を徹底する。</u>	第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項 <u>(新設)</u>

⇒ (改正趣旨)

- 親事業者と下請事業者の間で契約のトラブルが生じないように、親事業者に対して、下請事業者と十分に協議を行った上で、契約条件について、書面等による明示、交付を徹底する旨、規定。

5－2．下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント②

新	旧
第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項 6) 事業継続に向けた取組 (1) 下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うものとする。 (2) 親事業者は、下請事業者の事業承継の意向や状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど、<u>事業継続に向けた積極的な役割を果たすものとする。具体的には、下請事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。</u>	第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項 6) 事業継続に向けた取組 (1) 下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うものとする。 (2) 親事業者は、下請事業者の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた<u>適切な対応を行うものとする。</u>

⇒ (改正趣旨)

- 親事業者が、下請事業者が事業承継についてどのような状況にあるかを注視し、安定的な取引関係を維持していく上で下請事業者の事業承継の準備を促していく必要はないかという意識を高めることで、廃業等によりサプライチェーン全体の機能維持が困難になることのないよう役割を果たしていただきたいとの趣旨で改正するもの。

5－3－1. 下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント③

新	旧
第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 4) 下請代金の支払方法の改善 (1) 親事業者は、<u>下請事業者の資金繰りについて関心を持つことに努め、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。</u> (2) 手形等（一括決済方式（※）及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。 <u>※親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。</u> (3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めるものとする。 (4) 第1号から第3号の内容は、とりわけ、親事業者たる大企業から率先して実施するとともに、サプライチェーン全体で取組を進めることとする。 <u>(5) 前号の取組を進めるにあたっては、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、下請中小企業への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（手形等のサイト短縮や現金払い化等）などを進めるものとする。</u>	第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 4) 下請代金の支払方法の改善 (1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、<u>これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。</u> (2) 手形等（<u>手形と併せて</u>、一括決済方式及び電子記録債権を含む。以下同じ。）により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。 (3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めるものとする。 (4) 第1号から第3号の内容は、とりわけ、<u>中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外に該当する親事業者から率先して実施するとともに、サプライチェーン全体で取組を進めることとする。</u> <u>(新設)</u>

⇒ (改正趣旨)

● 次ページに記載。

5-3-2. 下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント③

⇒ (改正趣旨) (1) 関係

- 下請事業者の中には、親事業者による下請代金の支払方法によって、資金繰りに苦慮する事業者も存在することから、親事業者に対して、下請事業者の資金繰りについて関心を持つことに努める旨、規定。

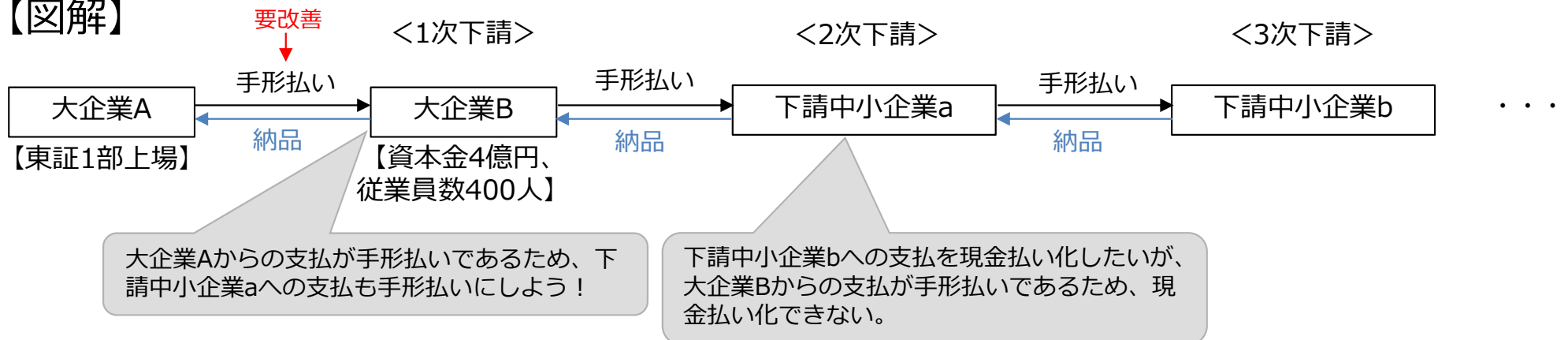
⇒ (改正趣旨) (2) 関係

- 改正前の規定(5)にて記載していた一括決済方式の説明を(2)にて規定し直したもの。

⇒ (改正趣旨) (5) 関係

- 前号((4)の規定)すなわち、(1)～(3)の規定に係る取組を進めるに当たっては、大企業と大企業との取引に係る支払条件が改善されない結果、大企業と引を行う下請事業者の支払条件が改善されないことがあることから、大企業に対して、このような場合には、大企業間取引の支払条件の見直し(手形等のサイト短縮や現金払い化等)などを進めるよう、規定。

【図解】



5－4－1．下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント④

新	旧
第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 5) 型の保管・管理の改善、型・治具の代金支払の改善（主に製品の製造委託等の場合にあつて、金型、樹脂型、木型、プラスチック型などの型や治具を使用する下請取引） （8）型・治具の代金について、親事業者は、当該型・治具の製造を委託し、それを受領した場合には、受領した日から起算して60日以内に全額を支払うものとする。 また、親事業者は製品の製造を委託し、下請事業者が製造した（又は型等のメーカーに再委託して受領した）型・治具が他に納入されず、下請事業者のもとに留まる場合には、親事業者は、下請事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定するものとし、下請事業者が、専ら親事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努めるものとする。	第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 5) 型の保管・管理の適正化（主に物品の製造受託等の場合にあつて、金型、木型などの型を使用する下請取引） （新設）

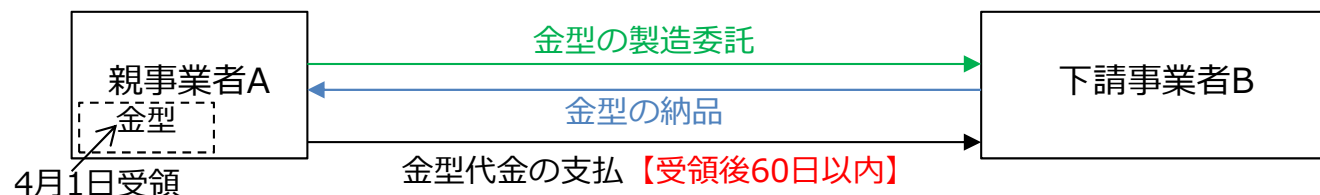
⇒（改正趣旨）5）タイトル関係

- 本項目に係る取組について、金型・木型以外の型も対象であることを強調するため、規定。

⇒（改正趣旨）（8）前段（「また、」より前）関係

- 親事業者は、型・治具の製造を委託した場合には、型・治具を受領してから60日以内に全額を支払う旨、改めて当然のこととして念のために規定。

【図解】



5-4-2. 下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント④

⇒（改正趣旨）（8）後段（「また、」以降）関係

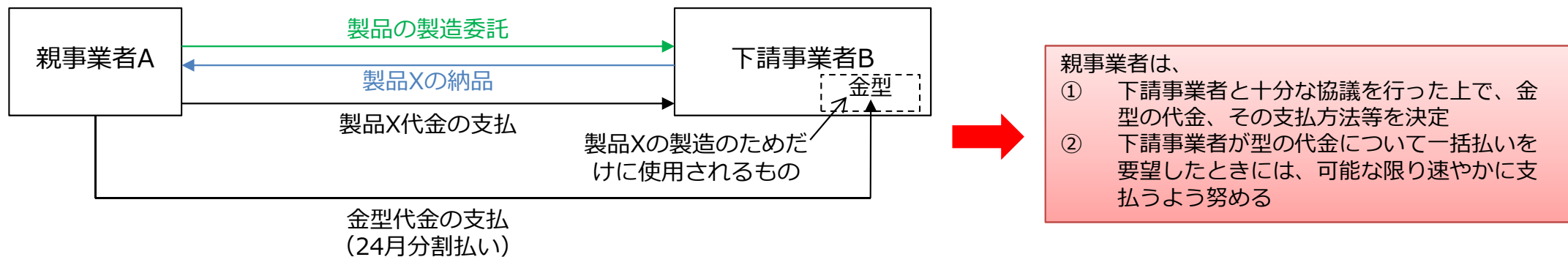
- 型・治具の代金が24～36月の分割払いで支払われることについて、下請事業者から資金繰りに苦慮している旨の実態を把握したことから、以下のとおり規定。

「 親事業者は製品の製造を委託し、下請事業者が製造した型・治具が他に納入されず、下請事業者のもとに留まる場合、

親事業者は、

- ① 下請事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定する
- ② 下請事業者が専ら親事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努めるものとする。 」

【図解】



5－5－1. 下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント⑤

新	旧
第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善 (1) 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。 (2) 親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。 (3) 大企業・親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為をはじめ、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないものとする。 〔親事業者による下請事業者へのしわ寄せや不利益となる事例〕 ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更 ② 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額 ③ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延 ④ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請 ⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送 ⑥ 納期や工期の過度な特定時期への集中	第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 (新設)

⇒ (改正趣旨)

- 働き方改革関連法の公布を受けて、大企業・親事業者による働き方改革の実施によって、下請事業者に対する短納期発注の増加等のしわ寄せが懸念されることから規定。

5-5-2. 下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント⑤

⇒ (改正趣旨) 参考①

- <<首相官邸会議>>第3回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ (平成30年6月5日開催)

【配付資料1】「働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン」(抄)

4. 発注側・調達側の「行き過ぎ・やり過ぎ」のチェック(下請関係)

◎大企業等の「働き方改革」による下請事業者へのしわ寄せも懸念される中、長時間労働につながる「行き過ぎ・やり過ぎ」の商慣行を是正する。[経産省・公取委・厚労省・各省庁]

(「行き過ぎ・やり過ぎ」の例)

- ・適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ・無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ・親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ・親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ・過度なジャストインタイム、過剰な賞味期限対応や欠品防止対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ・工期や納期の過度な年度末集中

○きめ細かい実態把握、下請ルールの改正や制度作り、業界団体への働きかけなどを実施。

・下請Gメンによるヒアリングや大規模調査を通じて把握した「働き方改革」による下請事業者へのしわ寄せ懸念などを踏まえて、本年夏を目途に下請中小企業振興法「振興基準」を改正(注)。この改正内容を踏まえ、下請ガイドラインの改訂、「自主行動計画」の改定とその実行を要請し、フォローアップ調査を実施。[経産省・各省庁]

(注) 改正にあたっては、分量、言葉遣いなどが、下請け中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう留意する。

【配布資料2】「働き方改革を巡る中小企業の実情と対応策【改訂版】」(抄)

2. 発注側・調達側の問題

政府の施策

- 幅広い業種・取引を対象とした下請中小企業振興法「振興基準」に必要事項を追記するなどの改正を平成30年夏頃までを目途に行うとともに、これを踏まえ、「しわ寄せ」や「吸い上げ」を行わないよう下請ガイドラインの改訂、自主行動計画の改定要請を検討。(経産省・国交省・総務省・警察庁・農水省)

5-5-3. 下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント⑤

⇒ (改正趣旨) 参考②

- <<首相官邸会議>>第3回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ (平成30年6月5日開催) 【配布資料3】

○働き方改革関連の事例集



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

資料3

働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例(抜粋)

短納期発注による買いたたき

事業者は、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めた。

働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。商品発注のために必要なデータを自社システムに入力するという作業は自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

業務効率化の果実の摘み取り

事業者は、取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。

付加価値の不払

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、取引の相手方と書面において短納期発注に対しては「特急料金」を定めていた。ある発注が通常よりも短期のリードタイムであったため、特急料金を適用するものに相当したことから、取引の相手方はその分を上乗せした請求を行ったが、当該事業者は、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、当該料金を差し引いた、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

直前キャンセル

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に取引の相手方のトラックを数台待機させることを契約で定めている。当該事業者は、その当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

5－6－1. 下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント⑥

新	旧
第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項 4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点 (1) 自然現象による災害等への備えに係る留意点 親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。 (2) 天災等が発生した場合に係る留意点 ① 下請事業者が留意する事項 イ. 天災等、親事業者、下請事業者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、下請事業者は、その事実の発生後、速やかに親事業者に通知するよう努める。 ② 親事業者が留意する事項 イ. 天災等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意する。 ロ. 天災等によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。	第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項 <u>(新設)</u>

⇒ (改正趣旨)

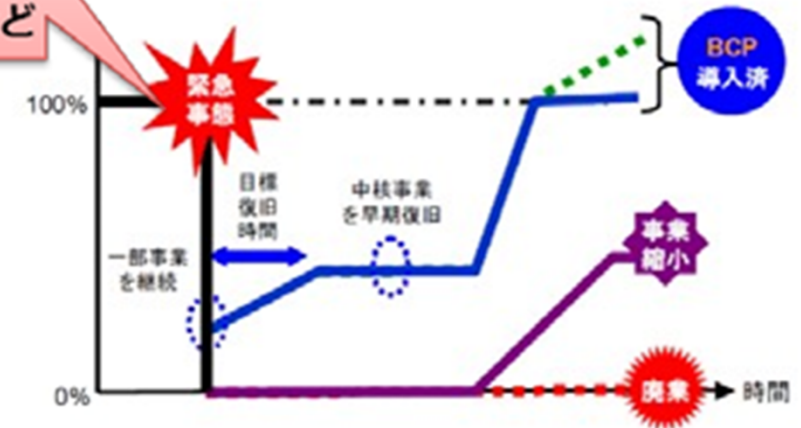
- 次ページに記載。

5-6-2. 下請中小企業振興法「振興基準」改正の主なポイント⑥

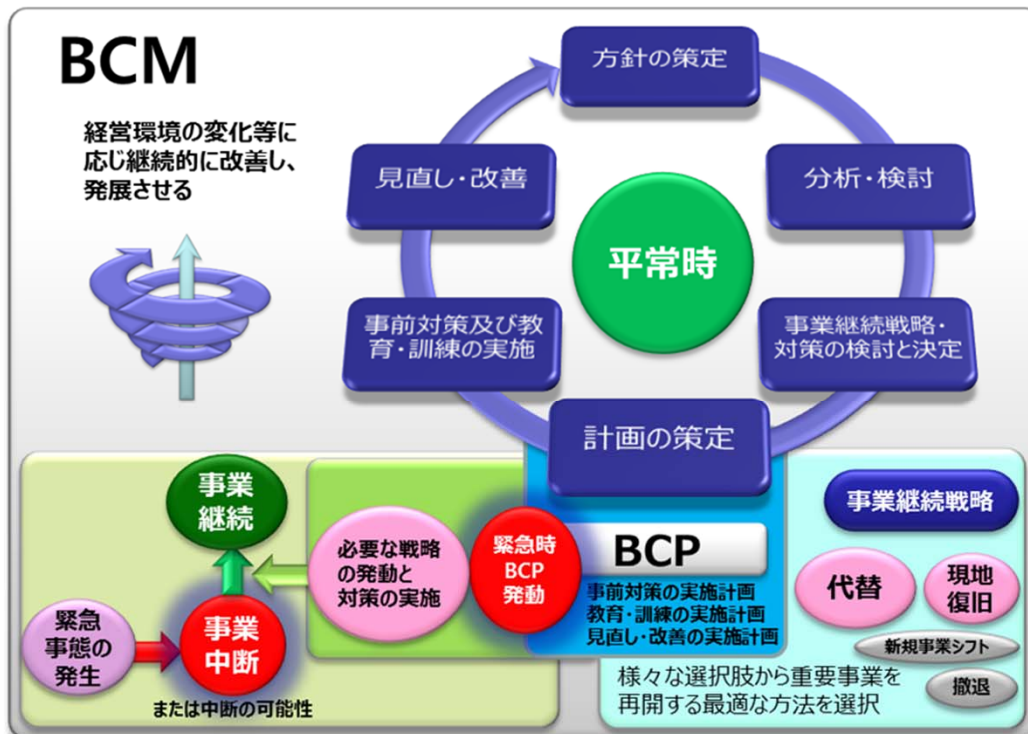
⇒（改正趣旨）（１）関係

- 近年、中小企業・小規模事業者に大きな影響を与える大規模災害が頻発していることを踏まえ、サプライチェーン維持の観点から、親事業者と下請事業者が連携して事前対策（BCP・BCM）の実施に努めることを規定。

例えば、
・大地震等の自然災害
・テロ等の事件、大事故
・突発的な経営環境の変化
など



BCPとBCMの関係（イメージ）



⇒（改正趣旨）（２）関係

- 天災等が発生した場合において、下請事業者及び親事業者それぞれが実施すべき事後の対策の実施に努めることを規定。

6. 業所管担当課への御依頼

(1) 下請ガイドライン及び自主行動計画の改正 関係

- 下請中小企業振興法「振興基準」の改正を踏まえた、**下請ガイドラインの改正の検討・実施**と、**自主行動計画の改正の検討・実施**について、業界団体への働きかけ。

(2) 働き方改革関連法関連法への対応 関係

- 下請ガイドライン及び自主行動計画の改正の検討に当たっては、**働き方改革関連法が2019年4月1日に施行**されることを考慮し、大企業等の働き方改革の実施により下請事業者への短納期発注や急な仕様変更が増加するなどの「しわ寄せ」が起こらないよう、配慮（中小企業への適用は2020年4月1日）。

(3) 取引適正化に係る官民のコミュニケーション強化 関係

- 業種・業界毎の取引適正化を加速させるため、**“国（原課・中小企業庁）と業界団体等との定期的な対話の場”**の設定し、業種・業界毎の特性に応じた対応策の検討・実施。

（例）業界毎の自主行動計画浸透セミナー等の実施

※なお、前回の改正時にも実施した下請中小企業振興法「振興基準」改正内容に関する親事業者への通達については、1月下旬以降速やかに約1200団体を通じて実施する予定。

(参考 1) 「未来志向型の取引慣行に向けて」世耕プランの誕生

経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ（平成28年9月15日）

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策（平成28年12月14日運用強化）
下請法の運用強化 （運用基準改正）	➤ 違反の事例75事例を追加。 計141事例 に。
適正取引、付加価値向上の促進 （振興基準改正） *下請中小企業振興法	➤ 親事業者は、 合理的な原価低減要請 や 労務費上昇分への考慮 に努める。 ➤ 型の管理の適正化に向けて、 親事業者の事情による場合は親事業者が費用を負担 。
下請代金の支払条件の改善 （通達、振興基準の見直し）	➤ 可能な限り現金払い に。

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。【全17業種において改訂・策定済み】

(参考2) 下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**した。

＜下請ガイドライン策定業種＞

業種			ガイドライン名称
①	製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
②	製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
③	製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
④	製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
⑤	製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
⑥	情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
⑦	サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
⑧	建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
⑨	製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
⑩	運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
⑪	情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
⑫	製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
⑬	製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
⑭	製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
⑮	製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
⑯	情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
⑰	食品	豆腐・油揚げ製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
⑱	食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名
①	自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
②	素形材	素形材センター等 計9団体
③	建設機械	日本建設機械工業会
④	繊維	日本繊維産業連盟等 計2団体
⑤	電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA）等 計4団体
⑥	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
⑦	トラック運送業※国交省より要請	全日本トラック協会
⑧	建設業※国交省より要請	日本建設業連合会
⑨	機械製造業	産業機械 日本産業機械工業会
		工作機械 日本工作機械工業会
⑩	流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業 日本スーパーマーケット協会 新日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会
⑪	警備業※警察庁より要請	全国警備業協会
⑫	放送コンテンツ業※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会

(参考3) 下請中小企業振興法について

(1) 基本的性格

下請中小企業振興法は、**下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準においてあるべき取引の在り方を示す等**、下請事業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようにするために必要な措置を講じ、その振興を図るもの。

したがって、同じく下請事業者を対象にした下請法が指導・規制法規であるのに対し、**下請中小企業振興法は下請中小企業の支援法としての性格を有する法律である。**

(2) 概要

- ① **下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者のよるべき振興基準の策定とそれに定める事項についての指導及び助言**
- ② 下請事業者の組織する事業協同組合等がその親事業者の協力を得ながら作成し、推進する振興事業計画制度（本制度に基づく計画が適当である旨の承認を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている）
- ③ 2以上の特定下請事業者が、有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、特定の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る特定下請連携事業計画制度（この制度に基づく計画が適当である旨の認定を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている）
- ④ 下請中小企業と親事業者との取引円滑化のための下請企業振興協会の業務の充実・強化（下請企業振興協会の主な業務）
 - ・ 下請取引のあっせんを行うこと。
 - ・ 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと。
 - ・ 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

(3) 法の適用範囲

下請中小企業振興法では、

「親事業者」を、**資本金、出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し**、次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものと定義し、

「下請事業者」を、**資本金、出資金（個人の場合は従業員数）が自己より大きいものから委託を受けて**、次の各号のいずれかに掲げる行為を業として行う中小企業者と定義している。

- 一. 製品製造等（法第2条第2項第1号）
- 二. 製品製造設備等の製造又は修理（法第2条第2項第2号）
- 三. 製品の修理等（法第2条第2項第3号）
- 四. 情報成果物（プログラム、映画・放送番組等）の作成等（法第2条第2項第4号）
- 五. 役務の提供等（法第2条第2項第5号）

(参考 4) サプライチェーン全体の取引条件改善を促進

< すべての B to B 取引 >

スペック指定のない 既製品・サービスの購入

例. 小売業、運輸業（荷主とトラック業者）、宿泊・飲食、等

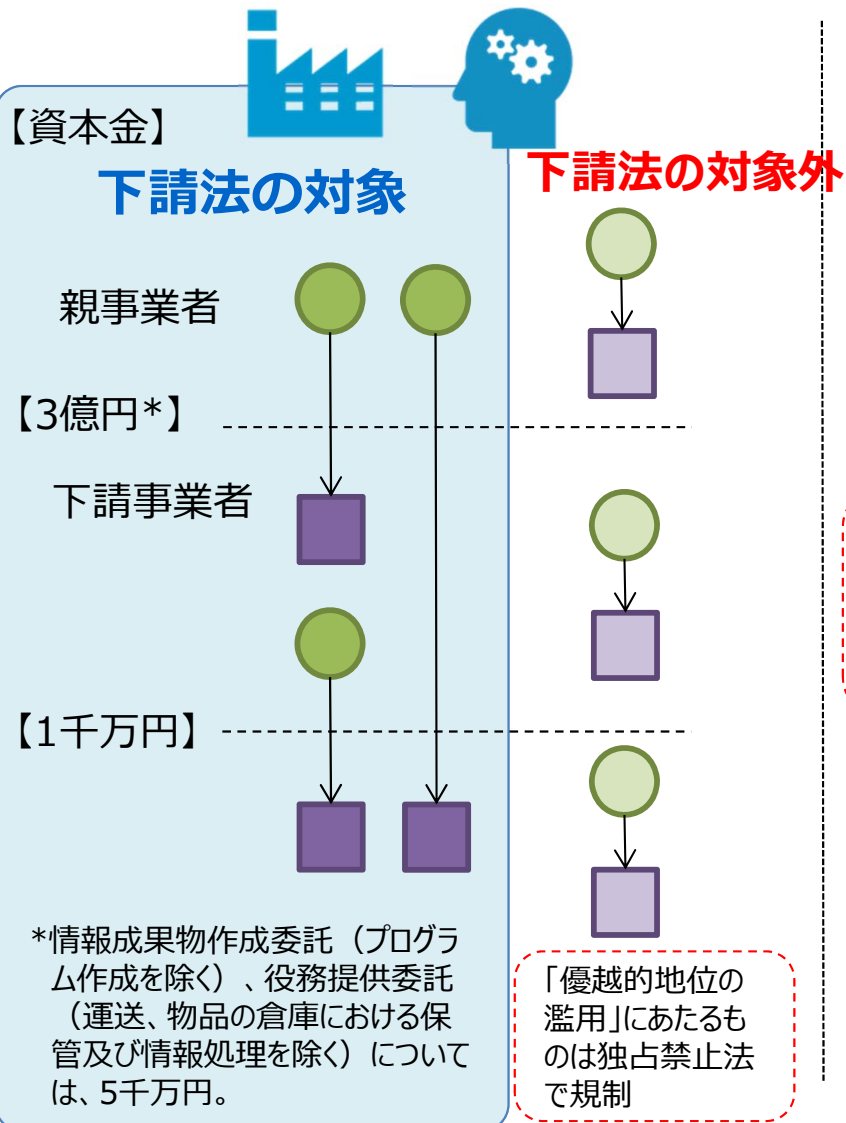


下請法の対象外

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

事業として行う活動の「委託」

例. 製造業、情報通信、運輸業、等



自社で使うための 「委託」

例. 自社向け会計ソフト開発（自家使用）試作品開発（商品でないもの）、等

下請法の対象外

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制